



2 住 建 指 第 19 号

令和 2 年 6 月 29 日

名古屋市都市計画審議会

会長 様

名古屋市長 河村 たかし

建築基準法第 52 条第 8 項の規定による区域等の指定（付議）

みだしの件につきまして、下記のように名古屋市都市計画審議会に付議します。

記

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 8 項本文の規定に基づき、容積率制限の緩和の上限を定める区域及びその区域内における容積率制限の緩和の上限の数値を定め、法第 52 条第 8 項第 1 号の規定に基づき、適用を除外する区域を次のように指定します。

1 容積率制限の緩和の上限を定める区域

名古屋市東区、西区、中村区及び中区の区域の各一部（別図のとおり）

ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都計法」という。）第 8

条第 3 項第 1 号の規定により、都市計画において、中高層階住居専用地区と定められた区域

(2) 都計法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により、都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 80 以上と定められた区域

2 容積率制限の緩和の上限の数値

容積率制限の緩和の上限の数値は、次の式によって計算したものとする。

$$V_r = (1 + 0.1 R_1 R_2) V_c$$

別 図



— — — : 容積率制限の緩和の上限を定める区域

※区分線
——— : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心

